

2026年10月1日

労働者派遣事業におけるマージン率等の情報公開

「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」第 23 条第 5 項に基づき、以下のとおり派遣事業マージン率等を公開します。

<許可内容>

登録事業者	CTC エスピー株式会社		
適用基準	労働者派遣事業者	許可番号	派 13-318897
認定期間	2026年10月1日 ～ 2029 年9月30日		
適用事業所住所	東京都港区虎ノ門4-1-1神谷町トラストタワー		

<マージン率等の公開>

派遣労働者数	0名
派遣先	0社
派遣料金の平均額	該当なし
派遣労働者の賃金の平均額	該当なし
マージン率	算出不可

◆ 派遣労働に従事する社員のキャリア形成支援ならびに教育訓練に関する事項

キャリア形成支援制度：人事総務部 キャリア形成支援担当 e-Mail:ctcsp-career@ctc-g.co.jp

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先：人事総務部 キャリア形成支援担当

e-Mail:ctcsp-career@ctc-g.co.jp

・全員を対象とする、個人情報保護、情報セキュリティに関する研修や階層別研修。(全額会社負担)

・派遣労働以外の社員と同一となる、人材育成、スキルアップ、実務に必要な知識習得等に必要と考えられる教育訓練の機会(資格取得支援含む)を適宜提供。(一部本人負担あり)

◆ 雇用安定措置を講じた人数等の実績 0名

◆ その他労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

派遣労働に従事する社員に対して、それ以外の社員と同一の福利厚生等のサービスを提供。

※主な内容：社会保険(健康保険・厚生年金・労災保険・雇用保険)健康診断/弔慰金・見舞金/年次有給休暇/社宅/持株会(るいとう)等

◆ 派遣労働者の待遇の決定に係る労使協定を締結しているか否かの別

■ 労使協定を締結していない ※派遣労働に従事する社員に対し個別同意を取得する。

□ 労使協定を締結している

以上